

独立行政法人国立病院機構山形病院における 売店及びマスク自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和 8 年 4 月 1 日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和 7 年 8 月 2 7 日

独立行政法人国立病院機構山形病院
院 長 宇 留 野 勝 久

1. 事業概要

（1）事業名

独立行政法人国立病院機構山形病院における売店及びマスク自動販売機の設置・運営事業

（2）運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店の運営の全般を実施する。

（3）貸付（運営）期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して 5 年以上経過しており、良好な運営実績が 3 年以上あること。
（個人経営も可）
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 2 7 年規程第 6 3 号）第 2 条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 次に掲げる者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 前各号に類する行為を行った者

(3) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

- ① 経営状況
- ② 設置・運営する場合の体制
- ③ ゴミ処理対応
- ④ 食品安全
- ⑤ 商品及び付随サービス
- ⑥ 販売促進
- ⑦ 衛生管理体制
- ⑧ 従業員に対する教育制度等
- ⑨ 利用者の満足
- ⑩ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- ⑪ 貸付料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒990-0876

山形県山形市行才126-2

独立行政法人国立病院機構山形病院

事務部 企画課 業務班長 川村 巧

電話023-684-5566（内線749）

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和 7年 8月27日(水)から令和 7年10月 3日(金)まで

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

① 登録期限

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 17 時 00 分

② 登録場所及び方法

「(1)」に同じ (別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 17 時 00 分

② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ (持参又は郵送)

(5) プレゼンテーションの実施及び場所

① 実施日時

令和 7 年 10 月 7 日 (火) 11 時 00 分から

② 実施場所

会議室

(6) 見積書の開封及び場所

① 開封日時

令和 7 年 10 月 9 日 (木) 10 時 00 分

② 開封場所

会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否 … 要 (定期建物賃貸借契約による予定)

(3) 企画書のヒアリング … 必要に応じて実施する。

(4) 関連情報を入手するための窓口 … 上記「3. (1)」に同じ

(5) その他詳細は説明書、仕様書、評価基準による。